○内閣府告示第三百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県球磨郡多良木町

二　構造改革特別区域の名称　多良木町どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　熊本県球磨郡多良木町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奥州市

二　構造改革特別区域の名称　奥州市米文化伝承どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　奥州市の区域の一部（水沢区、江刺区、胆沢区及び衣川区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年九月十二日内閣府告示第四百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　安城市

二　構造改革特別区域の名称　安城心豊かな子どもを育む給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　安城市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年十一月二十日内閣府告示第五百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛媛県喜多郡内子町

二　構造改革特別区域の名称　〝内子ツーリズム〟どぶろく・果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　愛媛県喜多郡内子町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県及び阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡山都町

二　構造改革特別区域の名称　阿蘇カルデラツーリズム推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の区域の一部（旧蘇陽町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九）及び有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第三百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年九月十二日内閣府告示第四百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道紋別郡湧別町

二　構造改革特別区域の名称　地場産品を使用した安全で安心な給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道紋別郡湧別町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九）及び有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第三百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年九月十二日内閣府告示第四百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　清須市

二　構造改革特別区域の名称　はるひ心暖か、にこにこ給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　清須市の区域の一部（旧春日町）